

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 1 日

契約担当者

放送大学学園事務局長 福本 浩一

◎調達機関番号 235 ◎所在地番号 12

○第 5 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 購入等件名及び数量

令和 8 ～ 9 年度放送大学学園幕張地区で使用
する電気 契約電力 1,050kW 予定使用電力
量 3,802,108kWh

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(4) 納入期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年
12 月 31 日まで

(5) 納入場所 放送大学学園本部等

(6) 入札方法 入札金額は、各社において設定する
契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定
使用電力量に対する単価（電力量料金単価）に
基づき計算した総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された
金額に当該金額の 10 パーセントに相当する
額を加算した金額をもって落札価格とするので、
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業
者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった
契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に
記載すること。

2 競争参加資格

(1) 放送大学学園契約事務取扱規程第 4 条及び
第 5 条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）にお
いて令和 8 年度に関東・甲信越地域の「物品の
販売」の A、B 又は C 等級に格付けされている者
であること。なお、当該競争参加資格について

は、令和 8 年 3 月 31 日付け号外政府調達
第 58 号の官報の競争参加者の資格に関する
公示の別表に掲げる申請受付窓口において
随時受け付けている。

- (3) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）
第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の
登録を受けている者であること。
- (4) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止
及び公正取引の確保に関する法律」に違反
し、価格又はその他の点に関し、公正な競争
を不法に阻害するために入札を行った者で
ないこと。
- (5) 放送大学学園契約事務取扱規程第 7 条の規
定に基づき、契約担当者が定める資格を有す
る者であること。
- (6) 契約担当者から取引停止の措置を受けてい
る期間中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒261－
8586 千葉県千葉市美浜区若葉二丁目 11 番地
放送大学学園財務部経理課用度第一係
森光 亮介 電話 043－298－4230

E-Mail : youdo1@ouj.ac.jp

- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から本学
ホームページ「一般競争入札公告情報」にて
交付する。

URL [https://www.ouj.ac.jp/about/
procurement/general/](https://www.ouj.ac.jp/about/procurement/general/)

- (3) 入札説明会の日時及び場所
本件について、入札説明会は開催しない。
- (4) 入札書の受領期限 令和 8 年 10 月 26 日 17 時
00 分
- (5) 開札の日時及び場所 令和 8 年 11 月 6 日 14
時 00 分 放送大学学園西研究棟 1 階入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、放送大学学園契約事務取扱規程第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: FUKUMOTO Koichi, Director-General, The Open University of Japan Foundation
- (2) Classification of the products to be procured : 26
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Makuhari area of The Open University of Japan Foundation Contract power 1,050kW Scheduled powerconsumption

3,802,108 kWh

- (4) Delivery period : From 1 January, 2027 through 31 December, 2027
- (5) Delivery place : The Open University of Japan Foundation Headquarters, etcetera
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
 - A not come under Article 4 and 5 of the Regulation concerning the Contract for The Open University of Japan Foundation,
 - B have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2026 in the Kanto・Koshinetsu area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
 - C meet the qualification requirements which the Director-General may specify in accordance with Article 7 of the Regulation concerning the Contract for The Open University of Japan Foundation,
 - D not be currently under a suspension of business order as instructed by the Director-General.
- (7) Time limit of tender : 17:00 26 October, 2026
- (8) Contact point for the notice : MORIMITSU Ryosuke, Procurement Section 1, The Open University of Japan Foundation, 2-11 Wakaba Mihama-ku Chiba-shi Chiba-ken 261-8586 Japan, TEL 043-298-4230

仕様書

1. 概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 件 名 | 令和8～9年度放送大学学園幕張地区で使用する電気 |
| (2) 需 要 場 所 | 放送大学学園本部・千葉学習センター
千葉県千葉市美浜区若葉二丁目11番地 |
| (3) 業種および用途 | 学校・研究所 |

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- | | |
|-------------|----------|
| ①供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| ②供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ③計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ④標準周波数 | 50ヘルツ |

(2) 契約電力、予備電力、予定使用電力量

- | | |
|-------|---------|
| ①契約電力 | 1,050kW |
| ②予備電力 | 1,050kW |

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、原則として30分最大需要電力計により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。

予備電力とは、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力を補うため、常時供給変電所から予備伝線路により、常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける電力をいう。）

- | | |
|----------|--------------|
| ③予定使用電力量 | 3,802,108kWh |
|----------|--------------|
- （月別の予定電力使用量は別紙参照。）

3. 使用期間

自 令和9年1月1日午前0時
至 令和9年12月31日午後12時

4. 使用量の測定方法

- | | |
|------------|--------------------|
| ①自動検針装置 | 有 |
| ②電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針 |
| ③計量器の構成 | |
| ・本線 | 変成器付複合計器（時間帯別・精密級） |
| ・予備電源 | 変成器付複合計器（時間帯別・精密級） |

5. 需給地点

需要場所に放送大学学園（以下「甲」という。）の施設した開閉器箱内の東京電力パワーグリッド株式会社の施設した地中引込線と甲の施設した断路器電源側接続点。

6. 電気工作物の財産分界点

需要場所に甲の施設した開閉器箱内の東京電力パワーグリッド株式会社の施設した地中引込線と甲の施設した断路器電源側接続点。

7. 保安上の責任分界点

需要場所に甲の施設した開閉器箱内の東京電力パワーグリッド株式会社の施設した地中引込線と甲の施設した断路器電源側接続点。

8. その他

①力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、契約期間中100パーセントを保持する予定。

②フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

③非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

750kVA 1台

1, 250kVA 1台

④各月の電気料金の算定は、基本料金（力率割引または割増を含む）、電力量料金（固定単価）、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」）の算定は、関東管内のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）に定めるベーシックプランまたは市場調整ゼロプランの基準によるものとする。

また、電力量料金の燃料費調整及び市場価格調整は、関東管内のみなし小売電気事業者が適用する算定諸元（ベーシックプランまたは市場調整ゼロプラン）を基準として使用すること。

⑤入札価格の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

⑥入札価格の算定に当たっては、容量拠出金相当額は基本料金に含めること。

⑦30分単位でピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間に分けて使用電力量を計量し、データを提供すること。

⑧この仕様書に定めのない供給条件については、約款およびその他の供給条件等をもとに協議するものとする。

別紙

■契約月別予定使用電力量(kWh)

月	R8～9 年度 (R9. 1～R9. 12)					
	最大 電力 (kw)	ピーク 時間	夏季 昼間時間	その他季 昼間時間	夜間 時間	計
令和 9 年 1 月	979			211, 094	140, 993	352, 087
令和 9 年 2 月	984			189, 415	121, 133	310, 548
令和 9 年 3 月	804			182, 609	116, 227	298, 836
令和 9 年 4 月	809			154, 551	117, 203	271, 754
令和 9 年 5 月	674			141, 630	136, 096	277, 726
令和 9 年 6 月	830			189, 728	121, 576	311, 304
令和 9 年 7 月	931	58, 139	173, 517		134, 274	365, 930
令和 9 年 8 月	960	56, 441	165, 851		140, 852	363, 144
令和 9 年 9 月	919	52, 717	155, 014		132, 368	340, 099
令和 9 年 10 月	742			184, 647	114, 662	299, 309
令和 9 年 11 月	816			165, 932	119, 147	285, 079
令和 9 年 12 月	862			204, 399	121, 893	326, 292
計		167, 297	494, 382	1, 624, 005	1, 516, 424	3, 802, 108

※電力使用時間帯区分について

1. ピーク時間 : 夏季の平日（土曜日を含む）の午後 1 時から午後 4 時までの時間
2. 夏季昼間時間 : 夏季の平日（土曜日を含む）の午前 8 時から午後 10 時までの時間
（ピーク時間を除く）
3. その他季昼間時間 : その他季の平日（土曜日を含む）の午前 8 時から午後 10 時までの時間
4. 夜間時間 : ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間
ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び 1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は全日「夜間時間」とする。

※電力使用季節区分について

1. 夏季 : 7 月 1 日～9 月 30 日
2. その他季 : 10 月 1 日～6 月 30 日